

第12 非常警報設備

1 放送設備

(1) 増幅器及び操作部

ア 自動火災報知設備が設置される防火対象物にあっては、受信機又は副受信機（表示装置）と併設すること。

イ 一の防火対象物において、非常用の放送設備以外に業務用の放送設備（音響設備等を含む。）が独立して設けられている場合は、非常用の放送設備を操作した際、音声の有効に聞こえる措置を講じること。

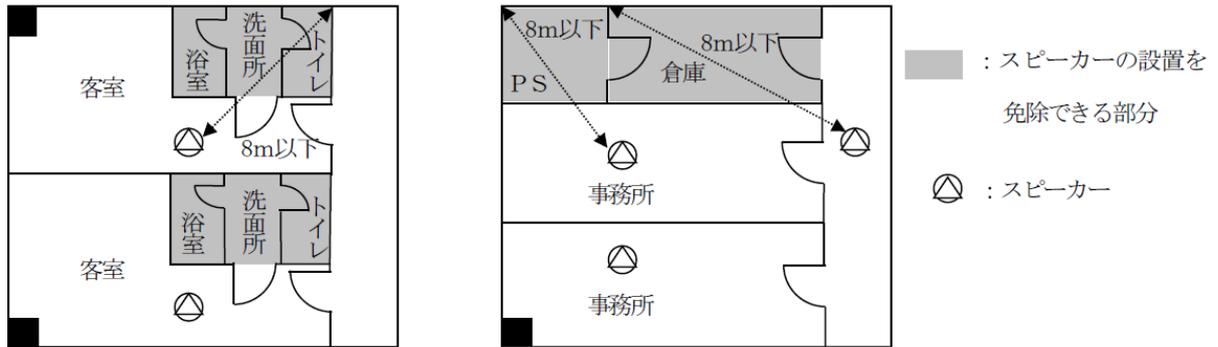
(2) 遠隔操作器

病院、社会福祉施設等で、夜間に勤務者が存するナースセンター等には、遠隔操作器を設けること。

(3) スピーカー

ア 部屋の間仕切りについては、音の伝達に十分な開口部のあるものを除き、固定式か移動式かに係わらず壁として取り扱うこと。

イ 浴室、トイレ個室及び小規模（おおむね2㎡以下）なパイプシャフト、ダクトスペースについては、扉がない隣接放送区域のスピーカーによる包含も認めることができる。



* ホテル客室等のユニットバス、トイレ個室については、扉がない隣接放送区域のスピーカーによる包含も認めることができる。

* 小規模なパイプスペース、ダクトスペースについては、扉がない隣接放送区域のスピーカーによる包含も認めることができる。

ウ 防火対象物の屋上を、不特定多数の者が出入りする用途で使用する場合は、当該部分にスピーカーを設けること。

(4) 複数回線化

ア 適用範囲

(ア) 令別表第1(5)項イ、(6)項及び(16)項（(5)項イ及び(6)項の用途に供される部分に限る。）に掲げる防火対象物

(イ) カラオケルーム、会議室等の小規模な居室が連続する防火対象物又はその部分

イ 複数回線化の方法

(ア) スピーカー回路を複数回線により構成する方法

(イ) 回路分割装置により1のスピーカー回路を2以上に分割する方法

ウ 回路分割装置

(ア) 設置位置

a 原則として、階ごとに設置すること。

b 防火上有効な場所に設置する、又は不燃性の箱に収納する等の措置を講じること。

c 点検に支障ない場所に設けること。

(イ) 短絡表示

一の回路分割装置の分割された出力回路の全てが短絡した場合、操作部でその旨が確認できるものであること。

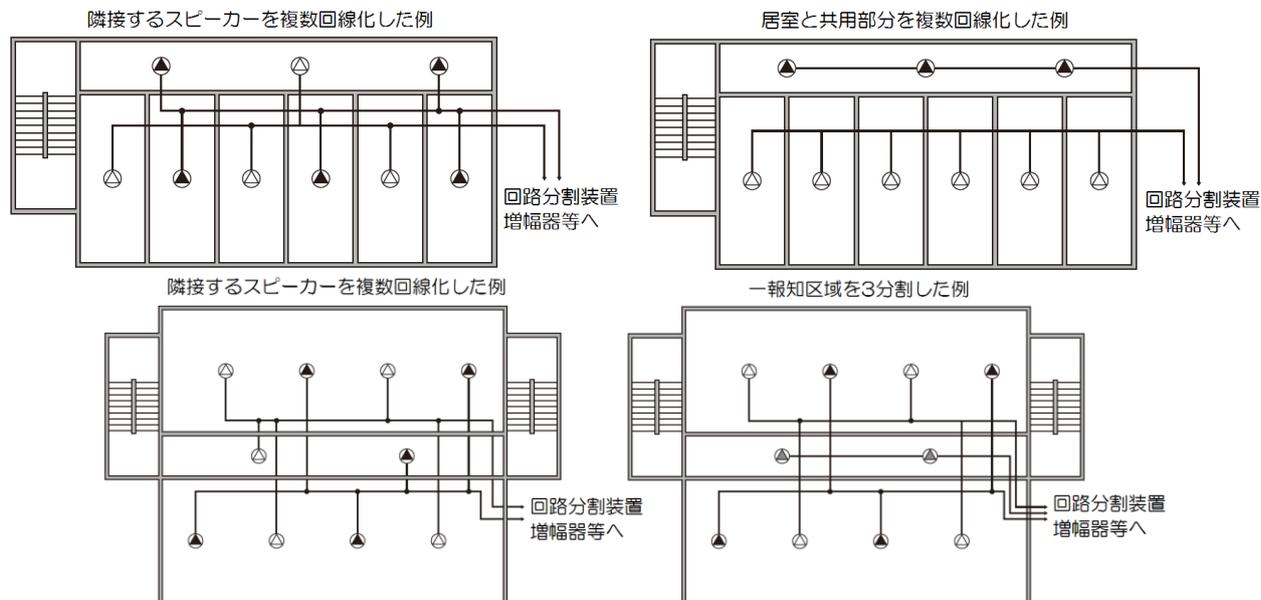
エ 配線方法

次の(ア)又は(イ)の方法によること。

(ア) 隣接するスピーカーを別回路とする方法

各回路に接続されるスピーカーは、おおむね同数となるように配置する。

(イ) 居室部分と廊下等の共用部分を別回路とする方法



2 非常ベル・自動式サイレン

- (1) 取付け高さは、天井面から0.3m以上で、床面から1.5m以上の位置に設けること。ただし、起動装置と一体となっているものは、起動装置の基準によること。
- (2) 屋上部分を不特定多数の者が出入りする用途で使用する場合は、当該部分に音響装置を設けること。

3 特例基準

次に該当するものについては、スピーカーを設置しないことができるものとする。

- (1) 寄宿舍、下宿、共同住宅又はサービス付き高齢者向け住宅の住戸部分については、住戸内の扉等の設置にかかわらず、各住戸（メゾネット型住戸等の2以上の階にまたがるものについては各階ごとの部分）を一の放送区域として取り扱って差し支えないものとする。なお、設置するスピーカー数については、当該防火対象物の用途を勘案して、当該放送区域（住戸部分）の延べ面積に対応する種類のものを一つ設ければよいものとする。
- (2) 放送設備の操作部等が設置されている小規模な管理事務室等で、次に該当するもの
 - ア 操作部等にモニタースピーカーが設置されていること。
 - イ 当該放送区域（管理事務室等）の各部分から操作部等のモニタースピーカーまでの水平距離が10m以下であること。